

板倉町予算決算常任委員会

議事日程（第1号）

令和5年6月6日（火）午前10時05分開会

1. 開 会
2. 挨 拶
3. 審査事項
 - (1) 議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について
 - ① 予算説明
 - ② 質疑
 - ③ 採決
4. 閉 会

○出席委員（12名）

森 田 義 昭	委員長	市 川 初 江	副委員長
青 木 秀 夫	委員	延 山 宗 一	委員
荒 井 英 世	委員	亀 井 伝 吉	委員
小 野 田 富 康	委員	青 木 文 雄	委員
尾 澤 将 樹	委員	藪 之 本 佳 奈 子	委員
須 藤 稔	委員	小 林 武 雄	委員

○欠席委員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗 原 実 町 長
中 里 重 義 副 町 長
赤 坂 文 弘 教 育 長
小 林 桂 樹 総 務 課 長
伊 藤 良 昭 企 画 財 政 課 長
栗 原 正 明 税 務 課 長
佐 山 秀 喜 住 民 環 境 課 長
新 井 智 福 祉 課 長
玉 水 美 由 紀 健 康 介 護 課 長
橋 本 貴 弘 産 業 振 興 課 長
塩 田 修 一 都 市 建 設 課 長

石川由利子	会計管理者兼 会計課長
小野寺雅明	教育委員会 教務局長
橋本貴弘	農業委員会 農務局長

○職務のため出席した者の職氏名

荻野剛史	事務局長
小野田裕之	庶務議事係長
本田明子	行政庶務係長兼 議事事務局書記

開 会 (午前10時05分)

○開会の宣告

○荻野剛史事務局長 ただいまより予算決算常任委員会を開会いたします。

○委員長挨拶

○荻野剛史事務局長 開会に当たりまして、森田委員長より挨拶をいただきます。

○森田義昭委員長 先ほどの本会議において本委員会へ付託されました補正予算関係1議案について審査を行います。委員及び執行部の皆様、よろしくお願ひいたします。

なお、各委員からの質問は、慣例により行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○荻野剛史事務局長 審査事項につきましては、森田委員長の進行においてお願ひいたします。
それでは、お願ひします。

○議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について

○森田義昭委員長 それでは、本委員会に付託されました議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について審査を行います。

担当課長からの説明をお願ひいたします。

伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 それでは、議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第3号)について説明をさせていただきます。

第1条につきましては、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,350万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億7,768万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものとなります。

第2条は、地方債の補正でございます。地方債の追加等については、第2表、地方債補正によるものでございます。

2ページ、3ページにつきましては、町長の提案理由のとおりでございますので、省略をさせていただきます、4ページをお願ひいたします。

4ページが第2表、地方債の補正でございます。今回補正につきましては、追加するもの、変更するもの、また廃止するものとございます。追加と廃止につきましては、まず一番下の廃止を見ていただきますと、学校教育施設等整備事業債ということで、小学校体育館の改修事業1,690万円を予定していたものを廃止いたしまして、一番上に追加がございますが、事業名は小学校体育館の改修事業と同様なのですけれども、起債の内容、いわゆる学校教育施設等整備事業債から防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に変更する、いわゆる廃止をして追加をするということになります。こちら、当初縣市町村課の指導の下、学校教育施設等整備事業債としておりましたけれども、今回やはり指導によりまして防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債に変更するものでございまして、限度額については1,770万円となるものでございます。

中段の変更でございます。公共事業等債(橋梁長寿命化事業)、こちらにつきましては補正前が870万円、

補正後の限度額が930万円とするものでございます。変更の内容については、当初予算での見込み漏れ、また補助金の申請額が変更になったための増額となるものでございます。

続いて、5ページをお願いします。5ページからは、歳入の詳細についてご説明をいたします。第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に7,210万7,000円を追加するものでございます。

2目民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金17万6,000円を追加するものでございます。いずれも歳出の部で詳細な説明を加えたいと思います。

19款繰入金、第2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1,656万円の追加でございます。

21款諸収入、第5項雑入、3目雑入、こちらは魅力あるコミュニティーづくり支援事業助成金135万8,000円、一般コミュニティー支援事業助成金190万円を追加するものです。こちらも歳出の部で詳細な説明をいたします。

6ページ、第22款町債、第1項町債、3目土木債、公共事業等債（橋梁長寿命化事業）60万円の追加でございます。先ほどの2表の説明のとおりでございます。

3目教育費、学校教育施設等整備事業債、小学校体育館改修事業債、こちらは1,690万円を減額し、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債、小学校体育館改修事業として1,770万円を追加するものでございます。

7ページをお願いいたします。ここからは、歳出の詳細についてご説明をいたします。第2款総務費、第1項総務管理費、1目一般管理費です。こちらは、職員の人件費、また会計年度任用職員の経費を計上させていただいておりますが、今回職員の人件費につきましては、人事異動に伴う組替えを行っているところでございます。会計年度任用職員分を含めました総額に変更はございませんので、以降度々出てきますけれども、説明については省略をさせていただきます。

3目財政管理費、財務会計システム運用事業77万円の追加です。こちらは、インボイス制度の対応をしなければならないということで、システムの改修費用でございます。

10目自治振興費、コミュニティー助成事業325万8,000円の追加です。内訳といたしまして、魅力あるコミュニティーにつきましては第1行政区の瓦屋根のふき替え工事費として135万8,000円の追加、一般コミュニティー支援、こちらは第12行政区の刈り払い機ほかの備品の購入費となります。

11目諸費です。犯罪被害者等支援事業、先ほど説明をさせていただきました内容で、見舞金等に係る部分の40万円の追加でございます。

8ページです。16目感染症対策費、板倉町商工会商品券交付事業といたしまして4,228万2,000円を追加するものでございます。こちらは、国から入ってきます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらの取組事業といたしまして、町民1人当たり3,000円分の板倉町商工会商品券を交付するものでございます。昨年度に引き続きまして、本年度も急遽実施するという運びとなりました。以下は人件費なので、ちょっと省略をさせていただきます。

9ページをお願いいたします。第3款民生費、第1項社会福祉費、1目社会福祉総務費です。丸の2つ目ですが、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業、こちらに4,240万5,000円を追加するものでございます。こちらも新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金の取組事業といたしまして、低所得の世帯、1世帯当たり3万円を現金給付するものでございます。1,300世帯分を計上してございます。

10ページです。第2項児童福祉費、2目児童措置費、こちら保育所等送迎用バス安全装置設置事業17万6,000円を追加するものです。送迎用のバスの安全装置を設置するために国庫補助がつかしました。ひまわり学童クラブ、バス2台分の設置費用でございます。

続きまして、やはり人件費となりますので、11ページ、12ページ、こちら人件費となります。

13ページをお願いいたします。10款教育費、第3項中学校費、1目学校管理費、中学校施設維持管理といたしまして、職員室エアコン改修工事費300万円を追加いたします。エアコン故障によりまして、交換部品がないということで修理不可、入替えの改修300万円を追加いたします。

14ページ、第4項社会教育費、2目文化財保護費です。文化財資料館管理運営事業に121万円を追加いたします。中学校の職員室同様、エアコンが故障いたしました、同様に交換部品がなく入替えの改修費となります。

最後に、15ページをお願いいたします。こちら、地方債の年度末現在高の見込みに関する調書でございます。4ページ、第2表で説明いたしました地方債補正を反映させた見込みとなっております。一番右下、当該年度末の現在高見込額につきましては39億4,331万9,000円となっている状況です。

以上、ご説明いたしました、よろしくご審査の上、採択賜りますようお願い申し上げます。

○森田義昭委員長 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

須藤委員。

○須藤 稔委員 令和5年度板倉町一般会計補正予算(第3号)なのですが、これ商工会費が80万円の減額になっているのは、どのような形で80万円になっているのでしょうか。

[「何ページ」と言う人あり]

○須藤 稔委員 すみません、ちょっと分からないもので。令和5年度板倉町一般会計補正予算(第3号)というところで……

○森田義昭委員長 ページ数を。

○須藤 稔委員 ページ数が3ページです。商工費が80万円の減額になっているの。

○森田義昭委員長 すみません。質疑のときは、起立していただいて質問してください。

[何事か言う人あり]

○須藤 稔委員 すみません、どうもいろいろと。分からないもので、すみません。

それでは、最初からお話をいたします。令和5年度板倉町一般会計補正予算(第3号)で、3ページで商工会費の80万円が減額になっているのは、これはどのような形なのでしょうか、ご説明をお願いいたします。

○森田義昭委員長 伊藤企画財政課長。

○伊藤良昭企画財政課長 議員ご指摘の3ページということですが、詳細につきましては、歳出の部で12ページを御覧いただきたいと思います。

先ほど歳出の説明のとき、職員の人件費につきましては4月人事異動がございました。それに伴う組替えということで説明をさせていただきましたが、12ページの1目商工総務費、こちらは職員人件費ということで80万円を減額しております。人事異動で、いわゆる籍が変わった職員がおりましたので、その減額ということでございます。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

○須藤 稔委員 はい。

○森田義昭委員長 ほかにございませんか。

延山委員。

○延山宗一委員 10ページになります。児童福祉費になるわけですが、児童措置費ということで、保育所送迎用のバスの安全装置の設置事業ということで、国からその分が出されると、国庫支出金ということの対応になるということで、説明によりますと、ひまわりにおいてバス2台ということの説明がありました。当然町内、民間の保育所があるわけですが、それぞれバスを所有しているということです。非常に近年、園児の置き去り死といいますが、確認を怠ったことによる園児の被害が出ているということなので、そのためのこのような措置ということなので、今回17万6,000円ということの追加ということになっております。当然冒頭話したように、ほかにもバスがあるということなので、これは申請をして該当になるということなのではないでしょうか。それとも、それぞれどうしても予算的に不足だということで国が面倒見てくれると、もう少し具体的な説明を教えてくださいたいと思います。

○森田義昭委員長 新井課長。

○新井 智福祉課長 お答えします。

本事業におきましては、発端が令和4年9月に静岡県で発生しました、認定こども園の送迎用バスの中に置き去りになってしまったために、お亡くなりになってしまったというお子さんの事例が発生したことから、国のほうで緊急対策として、送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインというものが策定されまして、それに伴いまして国のほうでも補助制度を新たに創設されたものです。

町内におきましては、ほかに該当する施設としまして、認定こども園でありますまきば幼稚園ございますが、こちらにつきましては所管が県のほうでございまして、もう既に対応済みということでございます。ですので、ほかの該当する施設としましては、町内におきましては学童クラブしかなくて、今回予算計上させていただきましたひまわり学童クラブ、こちらのほうはバス2台を所有して運行しているということで、要望があったものです。

また、余談になりますが、今回7月1日から安全装置の設置義務が義務化されておりますが、そちらの義務化された施設としましては、認定こども園と保育所、幼稚園が該当になっております。また、学童クラブにつきましては設置義務は課されておりませんが、金額に差をつけておおむね義務化された施設の約半額になります。国のほうで補助するというものでございまして、ご了解いただければと思います。よろしく申し上げます。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、やはり今回の17万6,000円ということは、設置費の2分の1の補助ということで理解してよろしいですね。

あと台数なのですが、今この事件が多いということで、全台数がその措置を取らなければならないかなと思うのですが、それについては2台所有していることによって2台ということの申請があったのか。

○森田義昭委員長 新井課長。

○新井 智福祉課長 お見込みのとおりでございます、所有台数2台に対して全て設置するという意向だそうです。

それと、補助率についてなのですが、2分の1とかそういったものではなく、定額で放課後児童クラブにつきましては1台当たり8万8,000円以内となっております。ただ、実際は設置するためにはおおむね手間賃も含めて15万円ぐらいかかるということで、当然満額での補助となると見込まれております。

以上です。

○森田義昭委員長 延山委員。

○延山宗一委員 そうすると、認識とすると2分の1というふうな必ずしもではなくて、その限度内ということであれば全額補助されるというふうなことの受け取り方でよろしいですね。

○森田義昭委員長 新井課長。

○新井 智福祉課長 結果としては、設置費に対して2分の1相当ぐらいになりますが、国のメニューとしては8万8,000円が定額ということで補助するというものです。ですので、メーカーであったり取付け業者によっては、おそらく価格に差が出るかと思えます。ただ、いずれにしても国のほう、国交省で定めております基準を満たしているものということで、メーカーであったり機種であったり、また参考価格帯、そういったものを示されている一覧表があります。それにのっとったものを設置しないとイケないということで、そのリストを見る限りですと、全てにおいて8万8,000円を大幅に上回ってくるような金額になってきますので、基本的には上限額いっぱい補助されるというふうにお考えいただければと思います。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

小野田委員。

○小野田富康委員 小野田です。よろしく申し上げます。歳出、8ページの感染症対策費の板倉町商工会商品券交付事業ということで、1人3,000円の商品券をまたいただけるというようなことらしいのですが、以前もあった商品券の郵送料が、また244万8,000円ということで、かなりの額の郵送費がかかってくるということで、なるべくこの辺は抑えていこうというような話があったかと思うのですが、今回それについてはどのようなお考えなのでしょう。

○森田義昭委員長 橋本課長。

○橋本貴弘産業振興課長 お答えします。

郵送料の関係については、昨年11月に商工会商品券を配ったときに議員さんからの提案で、区長さんとかに配ってもらったほうがいいだろうということで、昨年はガソリン券です。ガソリン券のときに……

[何事か言う人あり]

○橋本貴弘産業振興課長 燃料券ですね。燃料券のときには、区長さんをお願いした経緯があったのですが、区長会のほうから、やはり一軒一軒配るといのはすごく大変だということがありまして、前回の商品券については郵送料という形で対応していった経緯がありますので、今回も同じような感じで現金書留のほうで対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

荒井委員。

○荒井英世委員 8番、荒井です。9ページの、これ全協で質疑ありましたけれども、改めてまたお聞きしますけれども、電力・ガス・食料品等の給付金の給付事業、先ほど説明の中で1,300世帯分。

〔「おおむね」と言う人あり〕

○荒井英世委員 ええ、おおむね。これ住民税非課税世帯と、それから家計急変世帯、それを2つ見込んだ数字なのでしょうか。まず1点目お願いします。

○森田義昭委員長 新井課長。

○新井 智福祉課長 お答えします。

先ほど企画財政課長からお話がありました1,300世帯につきましては、議員お見込みのとおりでございまして、住民税非課税世帯、それと家計急変世帯を見込んだ数字となっております。

なお、この数字の見込みにつきましては、過年度、令和3年度、4年度に若干メニューは異なりますが、同じく住民税非課税世帯を対象としました給付金がございます、その実績を基に算出をさせていただいております。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、この住民税非課税世帯、これは分かると思うのですけれども、もっと具体的に言いますと、この非課税世帯、実際は何世帯見込んだのですか。もう一つ、家計急変世帯ですけれども、これが今年の1月から9月までの間の急変世帯ということです。そうしますと、現在5月ですから、まだ4か月あります。そういった残りの4か月分の家計急変世帯、申請主義でしょうけれども、その辺はどんなふうやっていくつもりですか。

○森田義昭委員長 新井課長。

○新井 智福祉課長 現時点では、対象となります令和5年度の住民税非課税世帯につきましては、税情報がまだ整理中ございまして、正確な数字は読めていない状況です。また、先ほどちょっと説明も漏れてしまいましたが、家計急変世帯に限らず、令和5年1月2日以降に転入してきた方の税情報等もございませんので、そういった転入者で該当される方も見込まれるかと思えます。

また、家計急変の今後の確認については、月ごとの給与につきましては、その給料の証明できるものを確認させていただきまして、1年間に相当するものを算出させていただきます。それが住民税非課税相当に該当するかどうかということで、判断をさせていただく予定となっております。

以上です。

○森田義昭委員長 荒井委員。

○荒井英世委員 そうしますと、その家計急変世帯ですけれども、申請してもらうわけですよね、基本的に。そうしますと、その辺の例えば町からの、要するにお知らせではないのですけれども、広報、その辺はどんなふうやっていくつもりですか。

○森田義昭委員長 新井課長。

○新井 智福祉課長 こちらにつきましては、先ほど申し上げました1,300世帯相当、実際はもう少し多くなるというのが、1月2日以降に転入されてきた方も該当として通知をお出しする予定となっております。

確認書といういで、内容をご確認いただきまして、ご本人様に該当するか否かについて申請をしていただく形になるかと思えます。また、それ以外の方に対しましても、町のホームページであったり広報紙であったり、そういったメディアを通じまして、できる限りの周知を図りたいと思っております。

以上です。

○森田義昭委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第23号 令和5年度板倉町一般会計補正予算（第3号）について採決を行います。

原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森田義昭委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました全ての案件の審査を終了いたします。

委員各位の慎重なるご審査、また執行部の皆様によるご説明、誠にありがとうございました。

○閉会の宣告

○森田義昭委員長 以上をもちまして、予算決算常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉 会 （午前10時34分）